

栃木市

共生社会実現のための

障がい者差別解消

推進条例



この条例は、市民一人ひとりが、障がいの有無によって分け隔てられることなく暮らしていくことができる「共生社会」の実現に向け、わたしたちが取り組んでいくための道しるべとなるものです。

お互いを思いやり、相手をきづかう気持ちを大切にして、安心して暮らしていける栃木市にしていきましょう。

栃木市

2019（平成31）年4月

「障がい者を理由とする不当な差別的取扱い」が禁止されます

障がい者の生命、障がい者の身体的安全確保のためやむを得ない場合、その他の正当な理由がある場合を除いては、障がい者の生活にかかわる10の分野に関してサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けるような行為をしてはいけません。

【分類と差別的取扱いの例】

①福祉サービスの提供に関すること

障がいがあることを理由に、施設内での行事や娯楽に参加させない。

②医療の提供に関すること

障がいがあることを理由に、治療の方針や内容を説明しない。

③教育に関すること

障がいがあることを理由に、一方的に学校行事等への参加を制限する。

④建物、公共交通機関の利用に関すること

車いすを使用していることを理由に、タクシーへの乗車を拒否する。

⑤不動産の取引に関すること

障がいがあることを理由に、賃貸物件の契約を一律に断る。

⑥商品の販売、サービスの提供に関すること

店舗に盲導犬と一緒に入店しようとしたら、「動物の同伴はできない」とし、一方的に入店を断る。

⑦、⑧労働、雇用に関すること

・投薬により落ち着いているにもかかわらず、うつ病やてんかんがあることを理由に、採用面接を断ったり、内定を取消す。

・単に障がいがあることを理由に、退職を勧める。

⑨、⑩情報の提供、コミュニケーションに関すること

・「知的障がいの人にはわからないだろう」という理由で、情報提供をしない。

・予約申込みを電話のみとし、聴覚に障がいがある人からのファックス等による申込みを認めない。



合理的配慮をお願いします

日々生活をしていく中で、障がいのある人から、障壁となるような事物・制度・慣行・観念などを取除いてほしいといった意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、除去することについて必要かつ合理的配慮をしなければいけません。

合理的配慮は、障がいの状態だけでなく、障がいのある個人によっても変わってきますので、合理的配慮を求める側、合理的配慮を行う側の相互理解のもと行われる必要があります。

【配慮の例】

視覚障がい：内容を読み上げて書類を渡す。

聴覚障がい：筆談のためのメモ用紙や筆談ボードを用意する。

肢体不自由：移動の際に障がいとなるような物を置かない。

内部障がい：適宜休憩をとりながら仕事ができるようにする。

知的障がい：書類にはふりがなをつけたり、わかりやすい表現をする。

精神障がい：相手の言動を急かすような対応をしない。

発達障がい：絵や写真を用いて説明したり、具体的な表現を心がける。

高次脳機能障がい：仕事の手順をリストにして本人が確認できるようにする。

難病：通院のための休暇取得等がしやすいよう、勤務日の調整を行う。



相談窓口

障がいを理由とする差別に関する相談等は、市障がい福祉課までご相談ください。

電話：0282-21-2203

Fax：0282-21-2682

e-mail：f-service@city.tochigi.lg.jp

障がい者差別解消推進委員会

障がいを理由とする差別に関する相談で、市が行う助言や調整等で問題が解決しない場合、障がい者や家族等の申立てにより、当委員会が問題解決に向けてあつせんや市長に対して必要な措置を講じるための勧告を求めます。

知っておいてください。ヘルプカード・ヘルプマーク

ヘルプカード・ヘルプマークについて

栃木市をはじめ県内の市町の多くで、ヘルプカードを導入しています。また、栃木県では、ヘルプマークを県内自治体等をとおして配布しております。

これは、外見からはわかりにくい障がいがあることなどにより、援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするものです。

このカードやマークを付けている人が困っている様子だったり、具合が悪そうだったら、「どうされました？」と勇気を出して声をかけてください。実際には困っていないかもしれないし、自分で解決しようとしている人もいるかもしれません。

初めて会う人に声をかけるのは勇気がいることですが、人をきづかう優しい気持ちが伝われば、その気持ちは次第に周りに広がっていくと思います。

こうした行動は、障がいの有無にかかわらず、共に支え合う共生社会の実現に向けた第一歩となるものです。

[栃木市ヘルプカード]



[ヘルプマーク]



「栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例の手引き」も併せてご覧ください。

市ホームページ URL:<https://www.city.tochigi.jp/soshiki/26/16537.html>



【条例のお問合せ・障がい者差別に関する相談窓口】

栃木市 保健福祉部障がい福祉課

住所：〒328-8686 栃木市万町9番25号

電話番号：0282-22-3535 (本庁・代表)

ファックス：0282-21-2682

電子メール：f-service@city.tochigi.lg.jp